

# 汚れていないプラスチックは分別しましょう

現在、燃えるごみとして収集しているプラスチックについて、資源としてリサイクルするため、4月から分別収集を開始します。  
新たに分別の手間がかかりますが、燃えるごみの減量とリサイクル推進のため、ご協力をお願いします。  
詳しくは、環境森林課 ☎2114 へ。



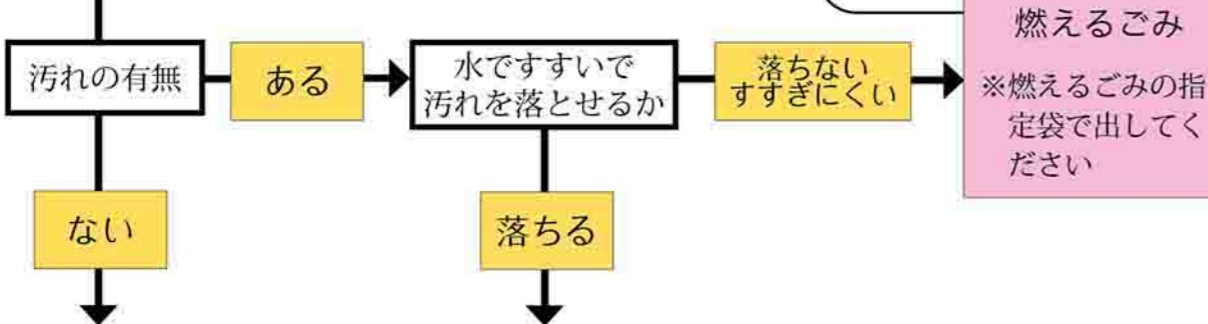
(別図)

## プラスチックの分別方法

**素材の全てがプラスチックで50cmより小さいものが分別対象です**

【対象外(今まで通り捨てるもの)】  
▷プラスチック以外の素材が付いているもの  
▷素材がプラスチックか分からないもの  
▷大きさが50cm以上のもの

【例】  
・食べ物汚れのついたトレー  
・ソース、醤油などの小袋  
・マヨネーズなどのチューブ  
・レトルト食品の袋  
・納豆の容器 など



製品などに表示された「マーク」で判別



ペットボトル(本体)

今まで通り専用コンテナで回収します



※キャップとラベルは「プラスチック」へ

プラスチック分別収集の詳細はこちら



プラスチック

【例】  
・シャンプーや洗剤などのボトル  
・プリンやゼリーなどのカップ  
・お菓子、食品などが入っていた袋やフィルム  
・惣菜などのトレー  
・卵のパック  
・弁当のパック  
・野菜などのネット  
・ビニール袋、レジ袋  
・発泡スチロール  
・薬や錠剤の容器 など

マークなし

【例】  
・ハンガー  
・プランター  
・歯ブラシ  
・コップ  
・スプーン  
・フォーク  
・ストロー  
・下敷き  
・クリアファイル  
・軽量カップ  
・洗面器  
・ポリバケツ  
・じょうろ など

分別したプラスチックはどのように出すのですか？

プラスチック専用の指定袋(3月1日から燃えるごみなどの市の指定袋販売店で取扱開始)に入れてください。指定袋の大きさは、大サイズ(45リットル相当)と中サイズ(35リットル相当)の2種類で、それぞれ20枚入りです。

これらの条件に当てはまらないプラスチックは、今までと同じ出し方です。詳しい分別の基準は、別図を参照してください。

混入した異物の選別が難しくなるため、プラスチックは二重袋(レジ袋などの小袋にまとめたものをプラスチック専用の指定袋に入れた状態)にして出せません。注意してください。

### 分別に関するQ&A

Q 同じプラスチックでも、分別収集するものと出し方が変わらないものがあるのはなぜですか？  
A 汚れや異物(プラスチックではないもの)があるとリサイクルに支障が出てしまうためです。汚れているものや素材がプラスチックか分からないもののごみの出し方はこれまでと変わりません。

Q 分別収集したプラスチックはどのようにリサイクルされるのですか？  
A 中間処理施設で汚れや異物などを手作業で取り除き、圧縮・梱包して、リサイクル事業者へ引き渡します。そこで再生樹脂などにリサイクルされた後、新しい製品に生まれ変わります。

プラスチック製のものは全て分別するのですか？

家庭から出るプラスチックが対象です。事業所(会社・商店・飲食店など)から事業活動によって出るプラスチックは、この分別収集に出せません。

いつ・どこでこの集積所に出せばよいのですか？



居住する地区によって異なります。3月中旬に各世帯に配付される「ごみ収集カレンダー」または市ホームページ(ID1114)を確認してください。